

## 制度創設時に立ち返り医療事故の定義を再確認しよう(6) —『予期』と『予見』を混同してはならない—

中央区・城山支部 西田橋小田原病院 | 小田原 良治

医療事故調査・支援センターは、『予期』と『予見』を混同している（あるいはさせようとしている）ようである。医療事故調査制度の『予期しなかった死亡』要件の『予期』とは、抽象的な概念であり、まさか亡くなるとは思わなかったというような状況を指す。専らの医療安全の制度として定義された『医療事故』に対応した用語であり、過失の要件としての、法律用語の『予見』とは異なる。従って、『予期』の概念を明確にするために、医療法施行規則第1条の10の2第1項各号において『予期しなかった死亡』要件に該当しない類型が列記されたのである。また、医療法第6条の10に、「当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの」と明示されているように、『死亡』という結果そのものを『予期』しなかったものであり、『死因』を『予期』しなかったものではない。医療事故調査制度

の『予期しなかった死亡』要件の『予期』は『医療安全』・『医療の内』の概念であり、責任追及の結果を招いてはならないのである。

一方、『予見』とは因果経過も含めた具体的な予見であって、結果回避義務を伴うものを言う。過失責任追及の、「医療過誤」に付随する概念であり、『医療安全』・『医療の内』の概念ではない。東北厚生局 YouTube 公式チャンネルに公表された日本医療安全調査機構の講演では、「『予期していた』ならば対応策をとるはず」と講義されており、結果回避義務を課しているような表現が用いられている。明らかに『予期』と『予見』の混同である。

また、「Third Global Ministerial Summit on Patient Safety 2018」の医療事故調査・支援センター木村壮介常務理事の発表スライド（図）は、『予期しなかった死亡』を“unforeseen”と訳してある。法令用語日英

### Definition of “Medical Accident”

“6th Amendment of Medical Care Act” 2014

“Death or stillbirth which was caused or suspected to have been caused by the care provided by employee of the medical institution, and which was unforeseen by the administrator”.

Official Document [English Version]

Extent of “Medical Accident”

	Death or stillbirth, caused by the med. care provided by the employee	Does not meet factors on the left
Death or stillbirth, unforeseen by the administrator	“Medical Accident”	
Foreseen by the administrator		

#### Points:

1. Targets of this system are restricted within the fatal cases
2. It doesn't matter if it is “Error” or not. And the definition includes a wider range as targets, such as undiscovered new findings or phenomenon related to death.
3. Definition is related that the administrator should decide on “Medical Accident”.



ISC / Medsafe Japan 木村壮介氏発表スライド

Apr.13.2018. Patient Safety Global Ministerial Summit 2018, Tokyo 5

図 このスライドには、医療事故の定義部分の「※過誤の有無は問わない」の記載がないばかりでなく、Points: 記載部分は報告範囲が拡大されている。「予期しなかった」の公式英文は「did not expect」である。「unforeseen」は「予見」である。誤訳というべきであろう。

標準対訳辞書によれば、“foresee”は『予見』とされている。『予期』は“expect”と記載すべきであろう。実際、法務省の“Japanese Law Translation”では、医療法第6条の10（医療事故の定義部分）を以下のように英訳している。「…a death or stillbirth caused or suspected to be caused by medical care provided by medical care professionals working in the relevant hospital, etc. and determined by an Order of the Ministry of Health Labour and Welfare as a death or stillbirth which the relevant administrator did not expect」。これが医療事故の定義の『Official Document』と考えるべきである。

木村壮介氏の“unforeseen”との英訳は『予期』を『予見』と読み替えた誤訳であろう。

「『予期していた』ならば対応策をとるはず」との木村壮介氏の研修資料と重ね合わせれば、『予期』と『予見』の法令解釈の「すり替え」が疑われる。法令を遵守し、受託業務を粛々とするべき日本医療安全調査機構が、法令を「すり替え」・「広報」し、制度破壊の動きを行っていることは甚だ問題であると思う。『予期』を『予見』と混同させるような動きは、「医療安全」の美名で、医療関係者を欺く行為であり、容認されるべきものではない。

## お知らせ

### 『随筆・その他』原稿募集

「鹿児島市医報」では、「随筆・その他」コーナーを設けてあります。  
身近に起こった珍しい出来事や、貴重な体験談など、何でも自由にご投稿ください。

※詳細は本紙記載の「鹿児島市医報」投稿規程をご参照ください。  
◇原稿は郵送・メール等にて下記宛にお送りください◇

〒892-0846 鹿児島市加治屋町3番10号  
鹿児島市医師会『鹿児島市医報』編集係  
TEL:099-226-3737/FAX:099-225-6099  
E-mail:ihou@city.kagoshima.med.or.jp